

国立大学法人鳴門教育大学会計監査人候補者選考会議規程

平成22年 2月18日

規程第 4 号

改正 平成22年 3月24日規程第76号

平成23年 3月31日規程第26号

平成26年 3月24日規程第31号

平成29年 3月 8日規程第34号

平成31年 3月13日規程第30号

令和 2年 3月19日規程第30号

令和 8年 3月11日規程第42号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法第40条により、文部科学大臣が選任する会計監査人の候補者選定に係る、国立大学法人鳴門教育大学会計監査人候補者選考会議（以下「選考会議」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 企画調整役
- (3) 法人運営部財務課長
- (4) 法人運営部財務課課長補佐
- (5) 法人運営部財務課予算・決算係長
- (6) 監査室長

(審議事項等)

第3条 選考会議は、次に掲げる事項について審議し、選考結果を学長に報告する。

- (1) 会計監査人候補者選定基準に関すること。
- (2) 会計監査人候補者の選考に関すること。
- (3) その他会計監査人候補者に関すること。

(議長)

第4条 選考会議に議長を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を選考会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 選考会議の事務は、監査室において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。